

令和8年度岡山県立玉野光南高等学校部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

(1) 運動部活動 (26部)

男子(14部)：陸上競技、サッカー、野球、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール
水泳、卓球、柔道、剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング

女子(12部)：陸上競技、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、水泳、卓球、柔道
剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング

(2) 文化部活動 (15部)

コンピュータ、放送、美術、書道、かるた、吹奏楽、茶道、英語研究、サイエンス、文芸、JRC
写真、演劇、箏曲、クッキング

2 目標

- 生涯にわたってスポーツや文化芸術等の活動に親しむとともに、運動能力の伸長や豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、体力や知力の向上に繋がるような生活習慣確立への資質や能力を養う。
- 興味・関心を共有した異年齢の活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性等を育む。

3 部活動の運営について (校内での取り決め事項等)

(1) 休養日

- ・原則、週当たり2日以上休養日を設ける。ただし、設定が困難な場合は、1日以上休養日とする。原則、土日のいずれかを休養日とするが、活動場所の都合により、その限りではない。
- ・試合期等により1日以上休養日を設けることができない場合は、違う週に休養日を設けることとする。
- ・原則、定期考査の1週間前からは活動中止とする。ただし、試合前等の理由がある場合は全教職員共通理解のもと、短時間で活動を行うことができることとする。

(2) 活動時間

- ・平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし(特に休業日に)練習試合や合同練習等を行う際は時間を延長する場合がある。その際は事前に生徒・保護者に通知することとする。
- ・下校時刻を厳守する。(19時 完全下校)

(3) 遠征・合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに管理職へ報告する。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連・高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、精選し、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取り組み

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な活動であるため、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、学校全体で体罰・ハラスメント等に関する研修を実施し、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識のもと、適切な指導を徹底する。
※部顧問会議や研修会を実施し、部活動方針の徹底等、共通理解を図る。
※生徒を対象に年2回アンケート(6・11月)を実施し、現状把握に努めるとともに、万が一問題がある場合は、学校全体として指導方法等の改善を図る。

(2) 部費の取扱いについて

- ・部費等の取扱いについては公費に準ずる(学校徴収金マニュアルに基づく)こととし適切に管理する。
- ・決算報告については、管理職に提出し保護者に報告する。

(3) その他

- ・顧問は活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、共通理解に努める。
- ・保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、理解と協力を得るように努める。